

# 商工業等に係る原子力損害賠償 に関する意見書

平成27年1月21日

福島県商工会連合会  
会長 轡田 倉治

# 意見書

福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所事故から、間もなく5年目を迎えるが、甚大な被害を受けた地域においては、未だ生活・生産活動が制約され、本格的な復興・再生には道半ばである。依然として、多くの事業者が地元で事業再開できるのか、新たな地で再開せざるを得ないのか、転業せざるを得ないのか、見通しが全く立たない状況が続いている。

また、県内全域にわたる風評被害も根強く、平成25年度においては「八重の桜」効果があったものの、震災前の観光客入込数の8割程度しか回復しておらず、教育旅行宿泊延べ人数においては、4割強しか回復していない。

こうした状況を踏まえ、東京電力は、原発事故によって、事業の土台である商業圏、地域基盤が全て奪われてしまった事業者に対し、被害実態に見合った十分な損害賠償をしなければならず、そのために最大限の努力をする責務がある。

しかし、平成26年12月25日に福島県郡山市での説明会で示された、経済産業省資源エネルギー庁と東京電力による「平成27年3月以降の福島県内の商工業者等に係る損害賠償（素案）」は、このような状況を全く踏まえておらず、到底納得も承服もできる内容ではない。

ここに、県内89商工会、並びに22,690商工会員の総意として次の通り意見を表明する。

## I. 避難指示区域内の商工業者に対する損害賠償の継続

「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲に関する中間指針第二次追補」によれば、営業損害の終期については「基本的には被害者が従来と同じ又は同等の営業活動を営むことが可能となった日を終期とすることが合理的である」とある。

また、同第四次追補では「営業損害及び就労不能損害の終期は、中間指針及び第二次追補で示したとおり、避難指示の解除、同解除後相当期間の経過、避難指示の対象区域への帰還等によって到来するものではなく、その判断に当たっては、基本的には被害者が従来と同等の営業活動を営むことが可能となった日を終期とすることが合理的であり、避難指示解除後の帰還により損害が継続又は発生した場合には、それらの損害も賠償の対象となると考えられる」とある。

しかし、国・東京電力が示した素案では、「被害者の側においても、本件事故による損害を可能な限り回避し又は減少させる措置を執ることが期待されており、一般的には事業拠点の移転や転業等の可能性があると考えられること等を考慮するものとする」「例えば公共用地の取得に伴う損失補償基準等を当該判断の参考にすることも考えられるが、その場合には、本件事故には、突然かつ広範囲に被害が生じた上、避難した者が避難指示解除後に帰還する場合があること等、土地収用等と異なる特殊性があることにも留意する必要がある」との記載を根拠に、公共用地の取得に伴う損失補償基準における最長期間の2年の2倍に相当する逸失利益をこれまで賠償したので、更に1年分を賠償して終了したいとの説明であった。

この説明には、到底納得も承服もできない。「賠償の対象期間に一定の限度がある」ことは理解できるが、現在も避難指示が解除されない地域がある中で、賠償の終期を決める時期が今ではないことは明らかであり、当面損害賠償を継続し、原発事故収束の見通しが立った段階で改めて終期の検討をすべきである。

## Ⅱ. 避難指示区域外の商工業者に対する損害賠償の継続

風評被害については、中間指針において、「風評被害は、当該商品等に対する危険性を懸念し敬遠するという消費者・取引先等の心理的状态に基づくものである以上、風評被害が賠償対象となるべき期間には一定の限度がある。一般的に言えば、「平均的・一般的な人を基準として合理性が認められる買い控え、取引停止等が収束した時点」が終期であるが、いまだ本件事故が収束していないこと等から、少なくとも現時点において一律に示すことは困難であり、当面は、客観的な統計データ等を参照しつつ、取引数量・価格の状況、具体的な買い控え等の発生状況、当該商品又はサービスの特性等を勘案し、個々の事情に応じて合理的に判定することが適当である。」とあり、終期については一律に示すことができないとされている。

しかしながら、今回の説明では、中間指針を無視して避難指示区域内の賠償対象期間である平成27年2月を風評被害賠償の終期とし、その後の将来にわたる風評被害相当分として直近減収に基づく逸失利益1年分で賠償を終了させようとしている。

「賠償の対象期間に一定の限度がある」ことは理解できるが、除染作業も未だ終了せず、廃炉作業の見通しも立たない段階で、風評被害賠償の終期を決めることには到底納得も承服もできない。

今後の汚染水処理作業、廃炉作業等において、新たな問題が発生した場合には新たな風評被害も懸念される中、原発事故収束の見通しが立った段階で改めて終期の検討をすべきであり、それまでは損害賠償を継続すべきである。